

事 務 事 業 評 価

令和 4 年度

担当課

社会教育課

基本事項	事業名	島原市文化財保存活用地域計画作成事業						整理番号	2506	
	根拠法令等	文化財保護法				実施を義務付ける規定		○あり ●なし		
	関連する市勢振興計画の基本計画	目標	基本目標1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり		予算科目	10 款	4 項	1 目	○継続 ●新規	
		施策	施策1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち		事業区分	市民サービス事業				
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となった。						計画期間	始期	令和 3 年度から
	事業の対象 (誰に・何に対して) 目的 (どのような状態にしたいのか)	住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続に繋げていく。								
	目的達成のための 具体的手段・方法	島原市に所在する文化財を「島原の歴史」等から抽出し、現地調査(現存の有無・種別・年代・所在地等)を行い、地区別、年代別、種類別の観点かた考察を行い、全体的な保存・活用の計画を作成する。								
	成果指標 (目的達成度を図るものさし)	名 称 等 (内 容)		単位	3 年度	4 年度	5 年度			
		①本市に所在する様々な文化財(歴史・文化)に基づいたストーリーを作成し、観光・まちづくり等の地域活性化に活用し、持続可能な文化財保護行政の方針やアクションプランをまとめる。	目標		序章から第3章	第4章から第6章	報告書			
			実績		序章から第3章					
			達成率		1.0					
			目標							
			実績							
	達成率									
活動指標 (目的達成のために 行った活動実績)	①しまばらんお宝彩八見(ワークショップ) 三会、森岳、湯江、安中地区 4地区	目標	人	80	80	—				
		実績	人	95						
	②未指定文化財の現地調査	目標	件	200	50	—				
		実績	件	200						
事業費等の推移	年度		30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
	区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予 算	計 画		
	① 直接事業費(千円)					5,245	7,626	6,561		
	財源内訳	国 県 支 出 金				5,181	2,946	2,980		
		地 方 債								
		そ の 他								
		一 般 財 源	0	0	0	64	4,680	3,581		
	②従事職員給与費 b1×b2		0	0	0	5,836	5,988	5,988		
	従事職員数(人) b1		0.00	0.00	0.00	0.78	0.81	0.81		
	職員平均人件費 b2		7,663	7,530	7,563	7,482	7,393	7,393		
事業費合計 ① + ②		0	0	0	11,081	13,614	12,549			

【1次評価】

事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
必要性	①社会環境の変化や市民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか	A=薄れていない B=一部薄れている C=薄れている 平成30年の文化財保護法の改正により市町村で作成するように制度化されたばかりのもの、全国的に作成する自治体は増加しており事業の必要性はかえって増している	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に実施させることはできないか	A=市以外での実施は困難 B=一部民間での実施可能 C=民間での実施可能 法で規定されている	A
	③対象者は事業目的に見合っているか。また、事業を取り巻く時代変化や制度改正など、環境の変化に適応しているか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 少子高齢化や過疎化により中長期的な文化財保護が課題となっており、地域住民と協働した文化財保護体制の構築を目的とした本計画作成事業は適切なものである	A
	④成果指標の達成に十分寄与する手法がとられており、結果として目的が達成されているか (成果指標と連動させること A=達成 B=概ね達成 C=未達成)	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 現在、長崎県及び文化庁と連携して指導を受けつつ作成しており適切に進めていると考える	A
有効性	⑤事業効果をさらにあげる余地はないか	A=効果向上の余地はない B=一部検討の余地がある C=検討の余地がある 長崎県及び文化庁と連携して計画作成しており、現在のところはさらに効果あがる余地は考えられない	A
	⑥事業実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか (活動指標と連動させる A=達成 B=一部未達成 C=未達成)	A=得られている B=一部得られている C=見直しが必要 当初の作成スケジュールに基づいて順調に計画を作成している。作成状況は文化庁に対して報告し一定の評価を得ており、費用等に見合った活動成果を得ている	A
効率性	⑦必要な活動結果がより少ない費用や業務量で得られる手法に代えられないか	A=現行以上の手法はない B=一部検討の余地がある C=検討の余地がある 作成手法等については文化庁や長崎県と協議しつつ進めている。これら関係機関からは現在のところ改善等指摘は受けておらず、現行の手法で適切であると考えられる	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はないか	A=改善の余地はない B=一部改善の余地がある C=改善の余地がある 作成当初から観光・まちづくり等の関連部局との連携等を図っており、現下の作成体制は適切であるとする	A
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されているか 全体コストから見て受益者の負担割合は適切か 使用料等の見直しの余地はないか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 本計画は未指定文化財も含めた歴史・文化を保存・活用していくためのものであり、従来の指定文化財の所有者に限定した保護制度等と比して公平性が高い。	A
	⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか	A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要	A
判定評点平均（3点満点） A=3、B=2、C=1、「-」=0として換算			3.00

◎ 総合自己評価（所管部署）			
評価結果	☒ A 継続実施（特段の見直しは行わない）	判断理由	島原市文化財保存活用地域計画は文化財保護法に位置付けられた市町村における保存と活用に関する総合的な法定計画である。現在、文化庁・長崎県と協議を重ねて作成しているため特段の改善等の見直しは不要である
	☐ B 改善・見直しを行う		
	☐ B1 事業規模の拡充		
	☐ B2 事業規模の縮小		
	☐ B3 事業内容の改善・見直し		
	☐ B4 その他の見直し		
	☐ C 休止（隔年実施などへの変更）		
今後の課題及び改善策、見直しの状況	☐ D 廃止（終期の設定等を含む）		
	（実施上の課題等） 今後も積極的に文化庁・長崎県と協議を行いつつ、本市の文化財保護における課題とそれに対する改善策（措置）の整理を行い、所期の事業目的を達成するよう作成作業を進める		
・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載してください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し（改革・改善、終期の設定など）を行っている場合は、その内容についても記載してください。			

【2次評価】

総合判定	A 継続実施（特段の見直しは行わない）
備考	文化財保護法により市町村による未指定文化財保護にむけた地域計画の作成が示されており、作成後は計画に沿って、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続に繋げてもらいたい。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① ☒ 事業費縮減(事業の見直し)	③ ☐ 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② ☐ 民間委託等によるコストの縮減	④ ☐ 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	-1,065 (千円)